

# 貸金業の利用者等の実態について

平成21年11月30日

日本司法書士会連合会

貸金業の利用者の実態について、全国的な統計は把握しておりませんが、沖縄県司法書士会において、平成20年上半期における破産者の実態調査（対象174名）を行っておりますので、その抜粋を報告いたします。

## 利用者像について

職業については、パート・アルバイト、会社員、無職、主婦で80%を占めている。また、自営業者も17%と多くを占めている。

また、平均年収は、月額15万円以下が84%を占めている。

住居については、賃貸住宅居住者が、79%を占めており、本人や家族が病気を抱えているケースが48%になっている。

借り入れの件数は、平均で9.62件であるが、10社までの借り入れが73%を占めている。

借入先については、消費者金融が86%と圧倒的に多く、次いでクレジット・銀行系の件数の順になっている。

平均負債額は、684万円となっているが、これは住宅ローンを含んだ平均額であり、400万円以下の負債での破産の割合が62%となっている。

借り入れの原因については、生活費の不足が91%（複数回答）となっており、借金の返済が64%となっている。

借り入れの期間は5年以上が76%であり、また、10年以上の間借り入れをしている者が43%となっている。

以上のように、多重債務者の多くは、低収入で、賃貸住宅に居住するものが多く、また、母子家庭であったり、病気を抱えている家族を持つなど、いわゆる生活困窮世帯とすることができる。

また、借入金は、生活費の不足や借金の返済のために長期間繰り返されており、生活困窮から抜け出すことが困難な状況となっていることがわかる。

こうした、生活困窮者が特別なものではなく、一定数存在していることは、各年の破産申立件数が横ばいに推移していることから明らかである。

では、具体的に債務者像をシミュレーションしてみると、手取り月収15万円で家賃を支払い、家族が生活したうえで、さらに400万円の借金を返済していかなければならない状況にある者となる。

このような者が、仮に家賃月額5万円のアパートを借り、水道光熱費や教育費を支払うと、その残金で食費をまかなうことすら困難な状況となるので、借金の返済をする余地がないことは一目瞭然である。したがって、このような者に対して、400万円もの多額の貸付がなされていることは過剰な融資が横行していることの証である。

現在、債務者は、貸金業者が貸金業法の完全施行を見据えて貸し出しを縮小しているため、借金返済のための新たな借入れができなくなった際、ただちにヤミ金を利用するのではなく、多くは支出を抑える、相談窓口を探すなどの行動をとっているようである。

しかしながら、支出を抑えるにも限界があり、また、相談受付件数も爆発的に増えていないのは、相談窓口の広報が不十分であるとともに、債務整理に要する費用が必ずしも明らかとなっておらず、場合によっては債務者が準備することが困難であるためと思われる。

## 求められる対策

### 1. 相談窓口の周知及び充実

多重債務プログラムの実施により、行政による相談窓口が充実してきてはいるが、未だ広報が不十分である。また、現在、その役割の多くは、多重債務者を法律家に誘導することが中心であるが、多重債務の法的整理とともに生活再建にまで導くためには、法律相談・職業相談・税金相談・福祉相談等の窓口を連携または集中させ、行政と法律家が一体となって多重債務者を支援していくことが求められる。

### 2. 生活福祉資金貸付制度の運用について

平成21年10月から運用が始まった(新)生活福祉資金貸付制度が機能していない。(新)生活福祉資金貸付制度は生活再建に必要な一時的な費用や債務整理に必要な経費等についての貸付制度を充実させているが、新制度が機能していないのは、貸付を受けた後の破産・再生等申立においてこれらの借入債務がどのように取り扱われるのか明確にされていないことが原因と考えられる。法テラスの法律扶助では、扶助費が破産債権でありながら事実上弁済を許容していることを考えれば、(新)生活福祉資金貸付制度による貸付も同様の取り扱いとされるべきである。そこで、破産法の改正等の対策が考えられるが、現実的には、厚生労働省から最高裁・各地方裁判所へ制度の周知と破産・再生手続における弁済の許容の働きかけが考えられる。

### 3. 司法書士の活用について

事業者(個人事業者も含む)の破産手続きにおいては、高額な予納金を準備しなければならないことが破産申立の障害となっている場合がある。特に、会社を営んでいた者が破産申立をする際には会社自体の破産申立も行うように裁判所で指導されることが多く、このような場合、少なくとも100万円程度の予納金が必要となる。

我が国の会社のほとんどが中小・零細企業であり、実態は個人企業のような場合にまでこうした予納金を準備しなければ破産申立ができない状況は、破産をして再起し

ようとする機会を失わせ、ひいては自殺が減少しないことの一因にもなっているものと思われる。

そこで、より低廉な費用で破産申立ができるようにすべきである。破産管財人の給源が弁護士でなければならないという法律上の制限はないため、より低廉な予納金で司法書士を破産管財人の給源とすることを検討すべきである。

#### 4. 法律専門職能の広告、報酬の規制について

弁護士や司法書士の広告が自由化され、また、報酬を会則等で定めることが禁止されたために、依頼者の生活再建を蔑ろにして自らの利益追求のみに走る弁護士や司法書士が一定数存在する。これらの問題は弁護士や司法書士の自治により解決すべき問題であろうが、債務整理が公共性のある業務であることを考えれば、広告や報酬について一定の規制を行い、どの事務所に依頼しても均質な法的サービスが提供されることが必要である。

日本司法書士会連合会では、こうした状況を鑑み、「債務整理事件の処理に関する指針」の制定準備を進めており、また、相談窓口が十分広報されれば、より均質な法的サービスが提供されると思われる。

## 沖縄の自己破産実態調査

平成20年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い始めてから、今年で14年になります。この実態調査の結果を分析し、県下における破産者の実態を少しでも明らかにして、その実情をお知らせし、多重債務問題解決の手掛かりとすべく今年度も調査を行いました。

### 県下の破産と調停

- ① 平成19年の自己破産申立件数（会社関係を除く）は、1,219件でした。平成16年までは3年連続で2,000件を超えていましたが、平成17年以降は2,000件を下回っています。本年（平成20年）の前半期は514件であり、平成19年前半期の623件より減少しました。
- ② 平成19年の特定調停申立件数は、4,192件であり、平成18年の5,959件より減少しました。
- ③ 当会の「なは司法書士総合相談センター」の相談では、多重債務問題が相談件数の大半を占めています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の前半期の自己破産申立件数と平成19年の特定調停申立件数は、それぞれ前年の件数より減少しており、件数だけを比べると多重債務者が減少しているように見えます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、あるいは、いままで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査により債権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により処理している事例が多数存在しているためであると考えられます。また、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）等で自己破産を回避するケースもあり、自己破産申立件数の減少につながっているものと考えられます。

## 本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は514件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち174件で、全体の約34%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあろうかと思えます。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（後記掲載）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

(1) 本年は、昨年より自己破産申立件数が減っております。

### 前半期破産申立件数（1月から6月まで）

	H20年	H19年	H18年	H17年	H16年
那覇地裁	280件	344件	370件	414件	508件
沖縄支部	175件	201件	301件	322件	343件
名護支部	27件	45件	76件	87件	105件
平良支部	14件	19件	17件	25件	30件
石垣支部	18件	14件	20件	9件	15件
合計	514件	623件	784件	857件	1001件

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所の件数を紹介します。

### 特定調停申立事件数

	H19年	H18年	H17年	H16年
那覇簡裁	2297件	3321件	2941件	4897件
沖縄簡裁	1159件	1579件	2112件	3506件
名護簡裁	537件	841件	977件	1821件
平良簡裁	156件	178件	225件	233件
石垣簡裁	43件	40件	126件	251件
合計	4192件	5959件	6381件	10708件

(3) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れていないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが東京の業者ですが、平成14年半ば頃から県内業者も出てきています。

(4) 不当利得返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）が当会会員により多数提起されるようになっていています。取り戻した過払金を債務の残る業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もでてきています。

## 県司法書士会の事業として

当会は、重点事業の一つに「市民への法的サービス」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 市町村や社会福祉協議会、各種相談窓口への相談員派遣を引き続き推進します。
2. なは司法書士総合相談センターの相談事業を週3回実施しています。
3. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下の高校に呼びかけます（啓発リーフレットも準備しています）。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化しており、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

# 調 査 報 告

## 平成 2 0 年 沖 縄 の 自 己 破 産

=平成 2 0 年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成 2 0 年 1 2 月

沖縄県司法書士会

### 調 査 方 法 等

- ① 本年 1 月 1 日から 6 月 3 0 日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計 1 7 4 件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6 月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）5 1 4 件の約 3 4 %にあたります。
- ③ 本島中南部の調査が主で、宮古・八重山及び本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

### 報 告 方 法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成 6 年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

### 調 査 結 果 の 特 徴

#### 1. 年 齢 別 （ 表 1 ）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、3 0 ~ 5 0 代の社会の中堅層が全体の 8 0 %になっています。  
※ 3 0 代と 4 0 代で全体の 5 9 %になっています。
- ② 5 0 代の破産者は、2 1 %になっています。
- ③ なお、平成 7 年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。



	20代	30代	40代	50代
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%
平成18年	17%	23%	28%	19%
平成19年	13%	29%	29%	17%
平成20年	9%	30%	29%	21%

## 2. 男女別（表2、表3、表3-2）

① 例年どおり女性が多く、男性の約1.6倍となっております。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。

② なお、平成7年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男 性	女 性
平成 7 年	3 4 %	6 6 %
平成 8 年	2 4 %	7 6 %
平成 9 年	3 0 %	7 0 %
平成 1 0 年	3 7 %	6 3 %
平成 1 1 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 2 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 3 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 4 年	3 1 %	6 9 %
平成 1 5 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 6 年	3 9 %	6 1 %
平成 1 7 年	4 4 %	5 6 %
平成 1 8 年	3 3 %	6 7 %
平成 1 9 年	3 5 %	6 5 %
平成 2 0 年	3 8 %	6 2 %

### 3. 地域別（表4）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい。

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成19年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参 考	各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から				
	H 1 9 年	前年比	H 1 8 年	H 1 7 年	H 1 6 年
那覇地裁本庁	6 8 2 件	9 3 %	7 3 0 件	8 1 9 件	1 0 2 0 件
沖縄支部	3 9 8 件	6 6 %	6 0 1 件	6 6 8 件	6 9 4 件
名護支部	8 2 件	6 4 %	1 2 8 件	1 8 3 件	2 0 8 件
平良支部	2 7 件	8 7 %	3 1 件	5 0 件	6 3 件
石垣支部	3 0 件	7 9 %	3 8 件	2 2 件	4 8 件
合 計	1 2 1 9 件	8 0 %	1 5 2 8 件	1 7 4 2 件	2 0 3 3 件

#### 4. 破産申立前後の職業（表6）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かります。
- ② 無職・主婦層、パート・アルバイト、水商売勤務、契約社員・その他などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の58%で、昨年より増えています。また、自営業者の破産も昨年より増えています。
- ③ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者が増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。
- ④ 無職・主婦とパート層への貸付が54%であること等を考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向があることが分かります。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

#### 参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH15に13名、H16に5名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	水商売 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H15年	36名 (11%)	1名 (0.3%)	24名 (7%)	32名 (10%)	11名 (3%)	83名 (26%)	126名 (39%)
H16年	36名 (13%)	1名 (0.4%)	22名 (8%)	60名 (21%)	10名 (4%)	80名 (28%)	68名 (24%)
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)
H18年	41名 (25%)	2名 (1%)	25名 (15%)	57名 (35%)	0名 (0%)	34名 (21%)	3名 (2%)
H19年	32名 (18%)	1名 (1%)	31名 (18%)	54名 (30%)	3名 (2%)	45名 (26%)	9名 (5%)
H20年	45名 (26%)	0名 (0%)	29名 (17%)	57名 (33%)	1名 (0.6%)	36名 (21%)	6名 (3.4%)

5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が84%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
87%	85%	86%	90%	80%	84%

ロ 生活保護世帯20名（11%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
4%	5%	9%	11%	10%	11%

ハ 単身家庭と母子（父子）家庭が多いことが分かります（40%）（表7）

参考：単身家庭の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
13%	17%	21%	19%	20%	16%

参考：母子(父子)家庭の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
19%	23%	13%	19%	19%	24%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の79%です。（表8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
71%	79%	71%	72%	84%	79%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が48%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。(表6 附属)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
本人	75人(23%)	45人(16%)	57人(26%)	49人(30%)	46人(26%)	51人(29%)
家族	58人(17%)	39人(14%)	41人(19%)	31人(19%)	25人(14%)	33人(19%)
合計	133人 40%	84人 30%	98人 46%	80人 49%	71人 40%	84人 48%

参考：病人世帯の占める割合

へ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も16%に及んでいます。(表9)

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
21%	17%	20%	26%	25%	16%

6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は約10社です。(表10)

なお、「10社まで」の借入で破産するケースが約73%です。

参考：10社までの借入で破産する割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
72%	75%	85%	73%	72%	73%

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。（表 1 1）

破産者の約 8 6 % が利用しています。サラ金の平均利用件数は約 4 社で、平均借入額は 1 7 3 万円です。平均金利が 2 9 % と仮定しても、利息だけでも月約 4 万 1 8 0 0 円の支払いになります。破産申立者のうち、2 0 代だけの調査では、サラ金利用者は 9 3 . 3 % になっています。（表 2 2）

③ クレジット利用者が 5 3 % になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借入金）がほとんどです。

④ 日掛業者利用者が約 2 4 % と前年と横ばいとなっています。

参考：借入先

	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年	H 1 9 年	H 2 0 年
銀行系	4 7 %	4 8 %	4 5 %	4 2 %	4 9 %	4 5 %
サラ金	9 5 %	9 7 %	9 3 %	9 3 %	8 8 %	8 6 %
クレジット	4 8 %	4 6 %	5 2 %	4 5 %	5 2 %	5 3 %
日掛	1 4 %	2 0 %	1 1 %	2 0 %	2 4 %	2 4 %
個人	2 4 %	2 1 %	1 5 %	2 3 %	2 0 %	2 5 %
その他	1 9 %	2 7 %	2 9 %	2 8 %	3 3 %	2 6 %

⑤ 破産者の平均負債額は約 6 8 4 万円です。4 0 0 万円以下の負債で破産に至る方が 6 2 % です。（表 1 3）

参考：負債総額別の破産者の割合

	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年	H 1 9 年	H 2 0 年
0～100 万	1 %	1 %	1 %	1 %	1 %	2 %
～200 万	7 %	1 1 %	2 0 %	1 8 %	2 2 %	2 2 %
～300 万	2 2 %	2 9 %	2 7 %	2 7 %	2 4 %	2 4 %
～400 万	2 2 %	1 9 %	1 8 %	1 9 %	1 5 %	1 4 %
～500 万	1 2 %	1 3 %	9 %	1 2 %	7 %	7 %
～800 万	1 8 %	1 2 %	8 %	8 %	1 0 %	1 0 %
～1000 万	3 %	1 %	3 %	3 %	4 %	4 %
～2000 万	7 %	7 %	8 %	9 %	1 0 %	1 0 %
2000 万超	9 %	8 %	6 %	4 %	7 %	7 %

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成 7 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 1 8 万円の債務
平成 8 年調査	平均 1 4 社から	平均 7 3 0 万円の債務
平成 9 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 8 7 万円の債務
平成 1 0 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 0 2 万円の債務
平成 1 1 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 4 1 万円の債務
平成 1 2 年調査	平均 1 0 社から	平均 1 0 2 0 万円の債務
平成 1 3 年調査	平均 9 社から	平均 9 2 9 万円の債務
平成 1 4 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 6 4 万円の債務
平成 1 5 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 7 4 万円の債務
平成 1 6 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 1 6 万円の債務
平成 1 7 年調査	平均 8 社から	平均 5 7 7 万円の債務
平成 1 8 年調査	平均 9 社から	平均 6 1 5 万円の債務
平成 1 9 年調査	平均 9 社から	平均 8 0 5 万円の債務
平成 2 0 年調査	平均 1 0 社から	平均 6 8 4 万円の債務

## 7. 借金の目的（表 1 4）

- ① 借金の目的は、生活を補うための、複数回答で引き続き 9 1 %で、又、借金返済のためとした回答も 6 4 %あり大きな割合を占めています。
- ② 事業資金も 2 3 %に及んでいます。破産前の自営業者は約 1 7 %ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ③ 保証人や名義貸しも、2 5 %に及んでいて重要な問題です。
- ④ 遊興費は約 5 %です。借金の目的が遊興費の場合は特定調停や任意整理を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑤ 住宅ローン関連の破産は 9 %でした。各年度の実数は下記のとおりです。

参考：住宅ローン関連の破産者

H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年	H 1 9 年	H 2 0 年
2 9 名	2 3 名	1 9 名	1 3 名	1 8 名	1 6 名

⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成 7 年	71%	25%	28%	9%	—
平成 8 年	81%	49%	22%	15%	—
平成 9 年	86%	38%	28%	3%	7%
平成 10 年	82%	22%	26%	3%	6%
平成 11 年	93%	26%	15%	4%	7%
平成 12 年	92%	21%	24%	2%	10%
平成 13 年	91%	24%	19%	3%	14%
平成 14 年	91%	25%	19%	1%	5%
平成 15 年	98%	19%	15%	3%	10%
平成 16 年	91%	28%	17%	1%	8%
平成 17 年	93%	23%	22%	6%	9%
平成 18 年	93%	35%	24%	4%	8%
平成 19 年	90%	29%	23%	5%	10%
平成 20 年	91%	25%	23%	5%	9%

8. 借金の期間（表 16）

① 借金の期間は、「5年以上」が76%でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。また約43%の方が10年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は6%でした。



参考：借入期間の割合

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H11年	11%	19%	14%	24%	20%	10%
H12年	3%	13%	20%	19%	27%	16%
H13年	15%	15%	14%	18%	24%	13%
H14年	10%	16%	15%	17%	23%	16%
H15年	10%	17%	17%	22%	21%	11%
H16年	7%	17%	18%	22%	20%	14%
H17年	11%	21%	25%	16%	13%	13%
H18年	10%	12%	20%	17%	18%	22%
H19年	7%	15%	18%	20%	17%	21%
H20年	6%	18%	14%	18%	17%	26%

9. 取立状況と生活の変化（表17、表18）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 自宅への取立てが72%もあり家庭生活を脅かし、離婚の原因ともなっていると思われます。職場への取立ても18%あります。家族への取立てが7%あり、違法取立てが後を絶ちません。保証人でもない家族への取立ては禁止されています。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が22人（約13%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けや、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ④ 破産手続中の裁判は、破産手続の迅速化もあってここ数年は減少傾向のまま推移していましたが、16年に増加したものの、17年に再び減少しています。18年は7%で17年より増加しています。公正証書などによる強制執行を受けている者も1%います。

参考：取立状況（複数回答）

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
自宅	87%	87%	78%	91%	86%	72%
職場	15%	21%	16%	19%	14%	18%
家族	20%	12%	11%	14%	10%	7%
違法取立	2%	3%	3%	5%	4%	6%
裁判	3%	17%	5%	7%	4%	3%
強制執行	1%	3%	2%	1%	1%	1%

参考：生活への変化（複数回答）

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
離婚	26人	22人	25人	18人	20人	22人
別居	8人	9人	6人	1人	4人	1人
退職	8人	9人	10人	11人	1人	5人
出稼ぎ	2人	5人	3人	6人	4人	6人
	326人中	282人中	212人中	162人中	175人中	174人中

# ☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	15
30代	53
40代	50
50代	36
60代	13
70代	7
不明	0
総数	174

表1 年代別割合

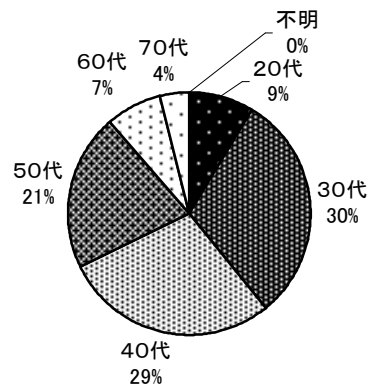


表2 性別割合

男性	66
女性	108
総数	174

表2 性別割合

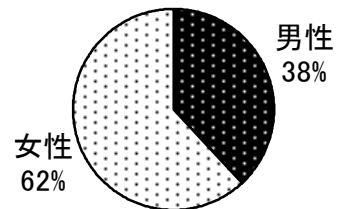


表3 年代別(男性)

20代	6
30代	20
40代	17
50代	16
60代	5
70代	2
不明	0
総数	66

表3 年代別(男性)

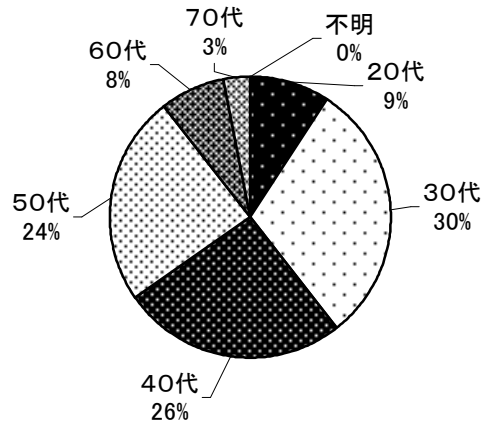


表3-2 年代別(女性)

20代	9
30代	33
40代	33
50代	20
60代	8
70代	5
不明	0
総数	108

表3-2 年代別(女性)

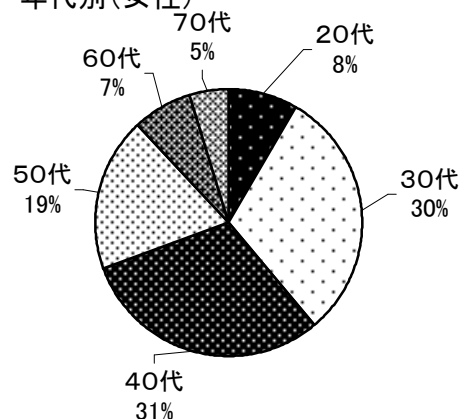


表4 地域別

国頭村	3	1.7%
恩納村	1	0.6%
沖縄市	8	4.6%
うるま市	3	1.7%
宜野湾市	19	10.9%
西原町	7	4.0%
浦添市	18	10.3%
北谷町	1	0.6%
那覇市	79	45.4%
糸満市	13	7.5%
豊見城市	7	4.0%
南城市	5	2.9%
南風原町	4	2.3%
与那原町	2	1.1%
八重瀬町	2	1.1%
島尻郡	1	0.6%
宮古島市	1	0.6%
総数	174	

表5 破産時の収入

0円	43
1～5万円	10
～10万円	59
～15万円	34
～20万円	16
21万円～	11
不明	1
総数	174

月平均収入

本人	8.7
本人・家族含む	22.9

表5 破産時の収入

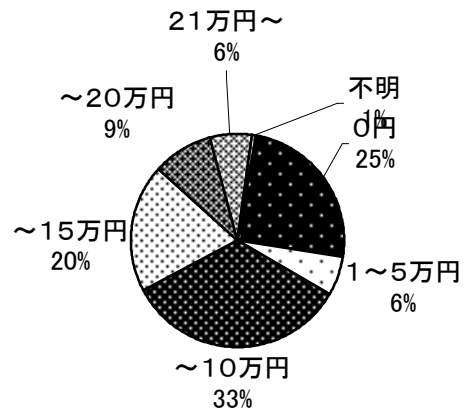


表6 破産前後の職業

	破産前		破産時	
会社員(事務・営業・他)	45	25.9%	39	22.4%
公務員	0	0.0%	0	0.0%
自営業	29	16.7%	7	4.0%
パート・バイト	57	32.8%	64	36.8%
水商売勤務	1	0.6%	0	0.0%
無職・主婦	36	20.7%	58	33.3%
契約社員・その他	6	3.4%	6	3.4%
不明	0	0.0%	0	0.0%
総数	174		174	

公的扶助

生活保護	20
児童扶養手当	48

病人世帯

本人病気	51
家族病気	33

表7 家族状況

単身者	28
一般	103
母子(父子)家庭	42
不明	1
総数	174

表7 家族状況

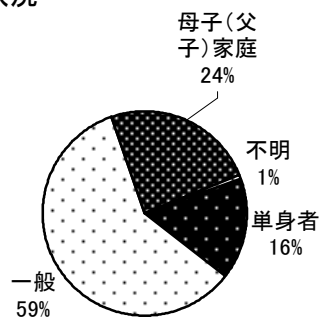


表8 住居

持家	31
賃貸	138
不明	5
総数	174

表9 家族の破産・調停

有	28
無	129
不明	17
総数	174

表9 家族の破産・調停

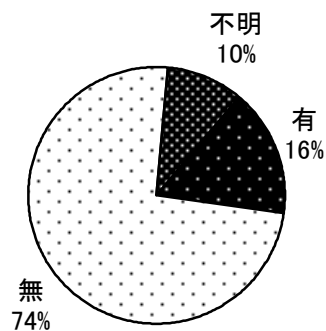


表10 借入件数

1~5件	54	31.0%
6~10件	73	42.0%
11~15件	21	12.1%
16~20件	12	6.9%
21~25件	9	5.2%
26件~	5	2.9%
総数	174	

平均借入件数  
 $1685(\text{総借入件数}) / 175(\text{総人数}) = 9.62\text{件}$

表10 借入件数

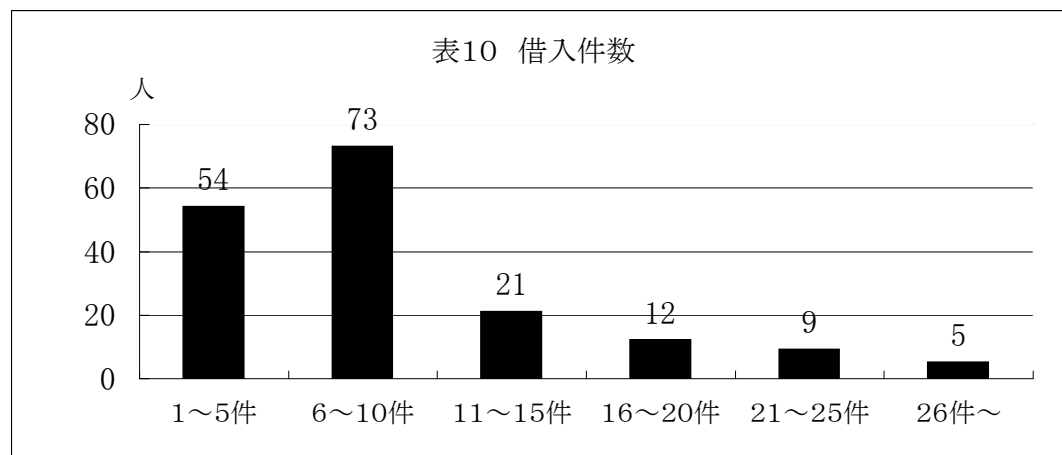
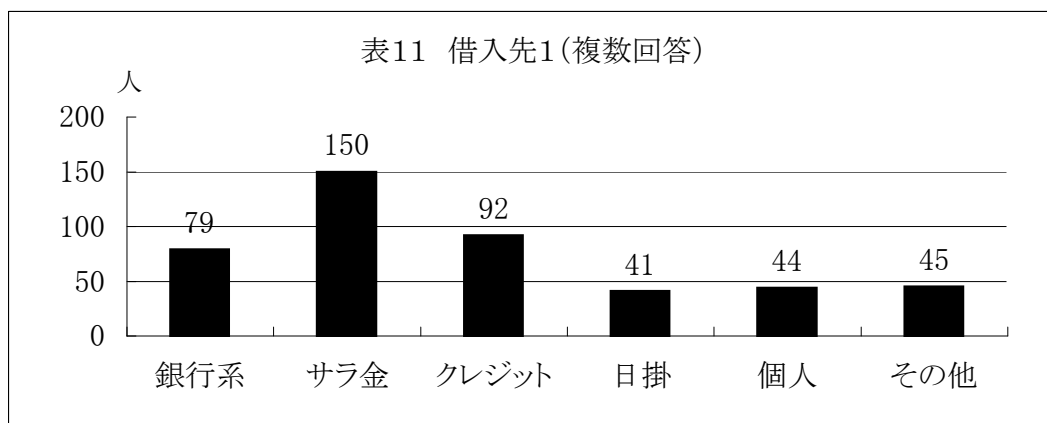


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	79	45.4%
サラ金	150	86.2%
クレジット	92	52.9%
日掛	41	23.6%
個人	44	25.3%
その他	45	25.9%
人数	174	



借入先2 [平均件数]

銀行系	153	1.94 件
サラ金	587	3.91 件
クレジット	245	2.66 件
日掛	486	11.85 件
個人	78	1.77 件
その他	80	1.78 件

$\frac{\text{当該業者総数}}{\text{業者別利用者人数}}$

[平均借入額]

銀行系	635万
サラ金	173万
クレジット	175万
日掛	160万
個人	180万
その他	257万

$\frac{\text{業者別借入総額}}{\text{借入人数(借入先1)}}$

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	50,234
サラ金	26,089
クレジット	16,170
日掛	6,429
個人	7,921
その他	11,600
不明	540
総計	118,983

平均負債額(万円)  
683.8

表13 負債総額

100万以下	3
～200万	39
～300万	42
～400万	25
～500万	12
～800万	17
～1000万	7
～2000万	17
2000万超過	12
不明	0
総計	174

表13 負債総額

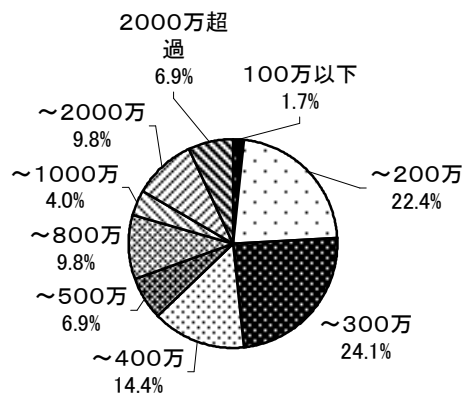


表14 借金の理由(複数回答)

生活費	159	91.4%
事業資金	40	23.0%
遊興費	9	5.2%
消費財の購入	23	13.2%
保証人・名義貸	44	25.3%
借金返済	111	63.8%
住宅ローン	16	9.2%
その他	0	0.0%

表14 借金の理由(複数回答)

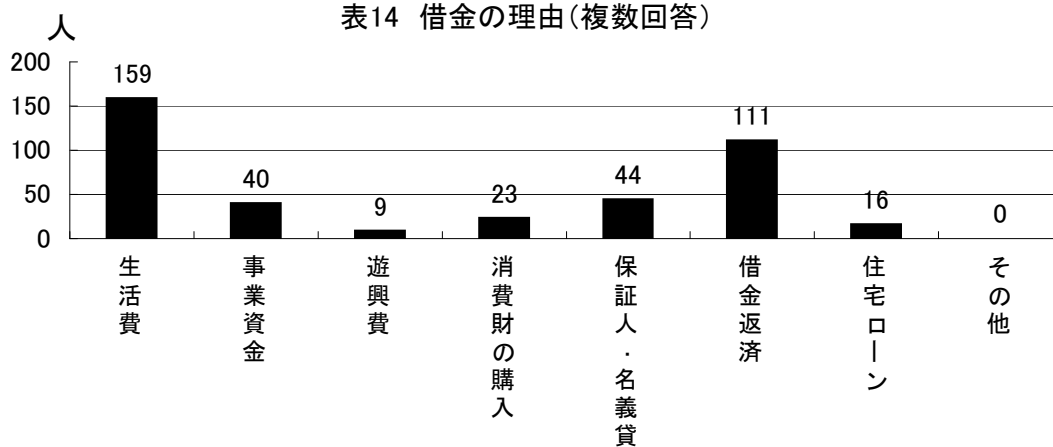


表15 離職の理由

退職	15
倒産	20
解雇	0

表15 離職の理由

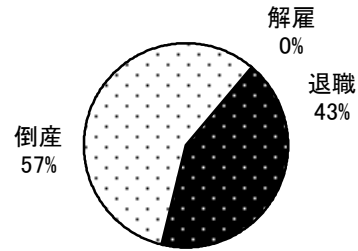


表16 借入期間

3年以下	10
～5年	31
～7年	25
～10年	31
～15年	30
15年超過	45
不明	2
総数	174

表16 借入期間

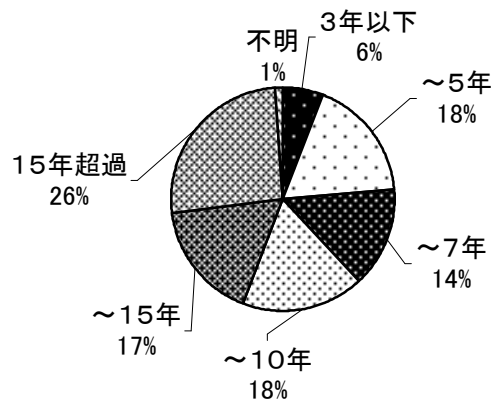


表17 取立状況(複数回答)

自宅	125	71.8%
職場	32	18.4%
家族	12	6.9%
違法取立	11	6.3%
裁判	6	3.4%
強制執行	1	0.6%

表17 取立状況(複数回答)

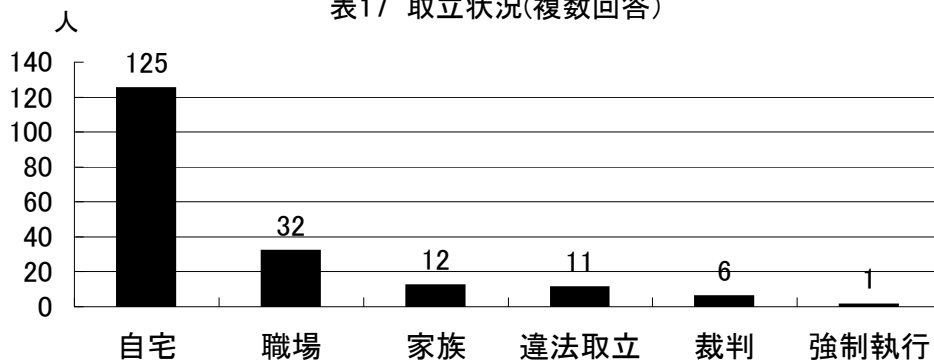




表18 生活への変化(複数回答)

離婚	22
別居	1
退職	5
出稼ぎ	6

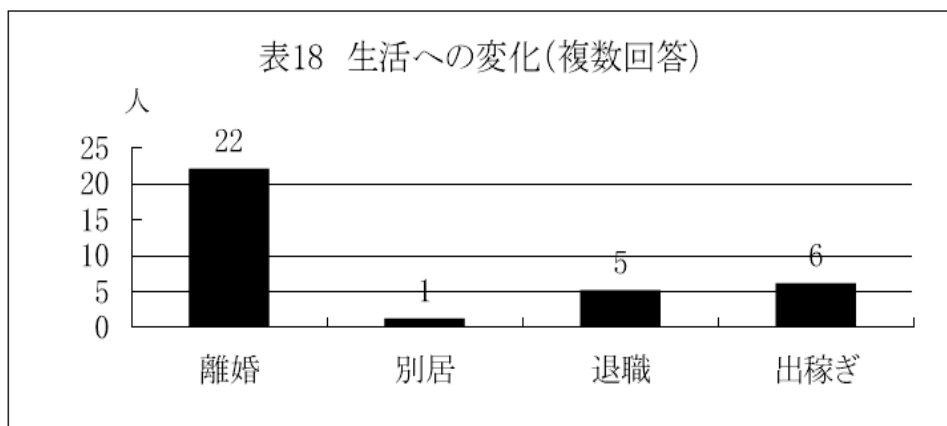


表19 一部弁済

有り	4
無し	170

表19 一部弁済

